

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和7年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
旭川地方法務局 稚内支局	利尻郡利尻町仙法志字元村
〃	利尻郡利尻町仙法志字長浜
〃	利尻郡利尻町仙法志字御崎
〃	利尻郡利尻町仙法志字本町
〃	利尻郡利尻町仙法志字久連
〃	利尻郡利尻町仙法志字神磯
〃	利尻郡利尻町仙法志字政泊